

# 所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

## ●所定疾患施設療養について

1. 対象となる入所者の方の状態は次の通りです。
  - ・肺炎
  - ・尿路感染
  - ・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
2. 上記にて治療が必要になった入所者の方に対して、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定します。  
また、1回に連続する7日を限度として算定します。
3. 診断名・診断を行った日・実施した投薬・注射・処置の内容を診療録に記載します。
4. 請求に際して、診断・行った検査・治療内容を記載します。
5. 算定開始後は治療の実施状況について公表します。

## ●主な治療内容

肺炎	血液検査・胸写・抗生剤の内服・抗生剤の点滴注射・水分補給（経口・点滴）・喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染	血液検査・尿検査・抗生剤の内服・抗生剤の点滴注射・水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	原因になるウイルスに対しては、抗ウイルス剤の点滴注射、痛みに対しては、消炎鎮痛薬を用い治療を行っています。

## ●所定疾患施設療養費算定状況

診断名		平成28年度						
		年月日	4	6	9	10	1	2
肺炎	人数	2	1	2	2	3	1	3
	治療日数	12	3	10	9	13	4	16
尿路感染	人数	0	0	0	0	0	1	0
	治療日数	0	0	0	0	0	5	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0